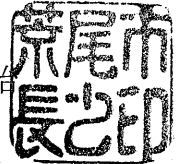




荒土木第329号  
平成25年7月11日

一般社団法人 熊本県建設業協会 御中

荒尾市長 前畑 淳治



荒尾市景観条例の施行について（お知らせ）

向暑の候、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。また日頃より市政全般にわたりご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、荒尾市は市の特性を活かした良好な景観形成を推進するため、平成25年8月1日に景観行政団体に移行し、荒尾市景観条例を施行します。これに伴い、今まで荒尾市内での景観法に基づく届出は熊本県に行われていましたが、8月1日以降は荒尾市に届出を行っていただきます。なお、荒尾市景観計画策定までは熊本県景観計画に基づく審査基準となります。荒尾市景観計画策定は平成25年9月を予定しており、その際は改めてご案内します。

つきましては趣旨をご理解いただき、別紙チラシにて貴会会員へ周知いただきますようご協力をお願い申し上げます。

〒864-8686

熊本県荒尾市宮内出目390番地

荒尾市役所土木課 担当：杉本

電話：0968-63-1487

FAX：0968-62-3112

Mail：doboku@city.arao.lg.jp

# 荒尾市は景観条例を施行します



荒尾市は、**平成 25 年 8 月 1 日**に景観行政団体（※ 1）に移行し、荒尾市景観条例を施行します。これに伴い、今まで熊本県に行われていました荒尾市内での景観法に基づく届出は、8 月 1 日以降は荒尾市に行っていただきます。なお、荒尾市景観計画策定（※ 2）までは熊本県景観計画に基づく審査基準となります。

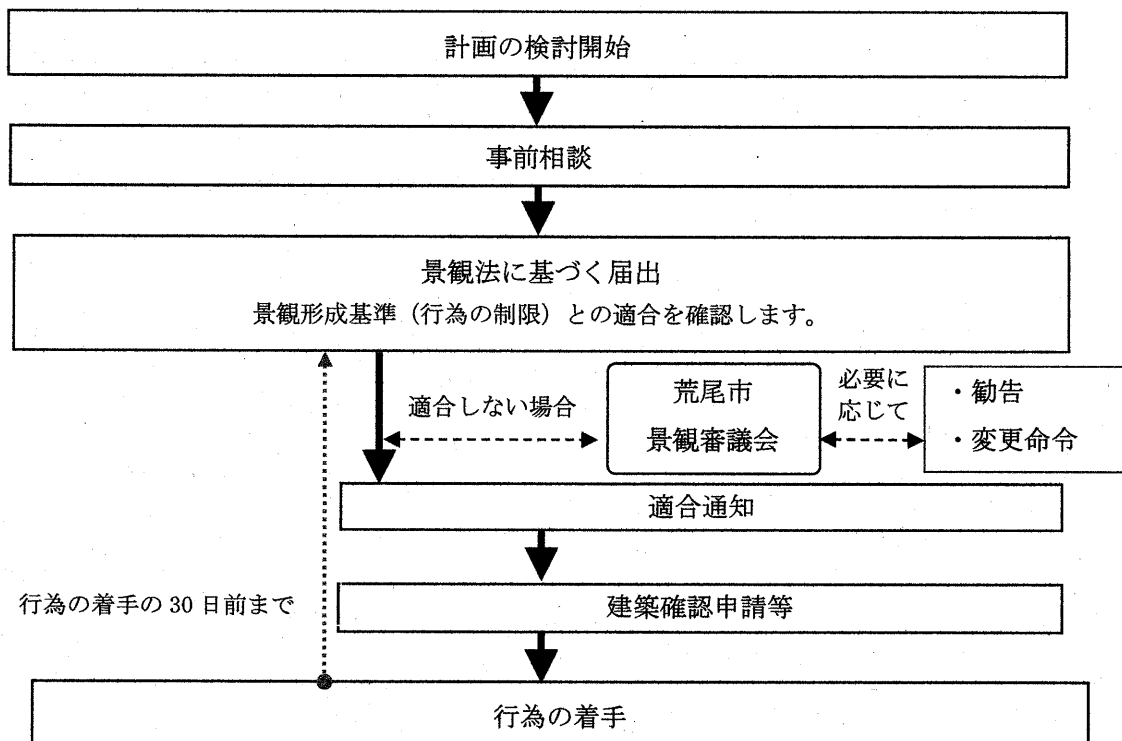
## ■届出先の変更と、届出対象行為及び審査基準について

	平成 25 年 7 月 31 日まで	平成 25 年 8 月 1 日から 荒尾市景観計画策定(※ 2)まで	荒尾市景観計画策定(※ 2)後
届出先	熊本県玉名地域振興局	荒尾市土木課	荒尾市土木課
届出対象行為	熊本県景観条例	荒尾市景観条例	荒尾市景観条例
審査基準	熊本県景観計画	熊本県景観計画	荒尾市景観計画

※ 1 景観行政団体とは、景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を主体的に実施していく自治体です。熊本県内では熊本県、熊本市に加え、山鹿市、天草市、宇城市、山都町、苓北町が移行しています。

※ 2 荒尾市景観計画策定は、平成 25 年 9 月中旬の予定です。

## ■届出手続きの流れについて



## ■届出の方法について

- 提出図書 届出書、図面、写真 等
- 提出部数 正副 2 部
- 提出先 荒尾市土木課計画事業係

※様式は荒尾市ホームページでダウンロードできる他、土木課にて配布しています。

### 【問い合わせ先】

〒864-8686

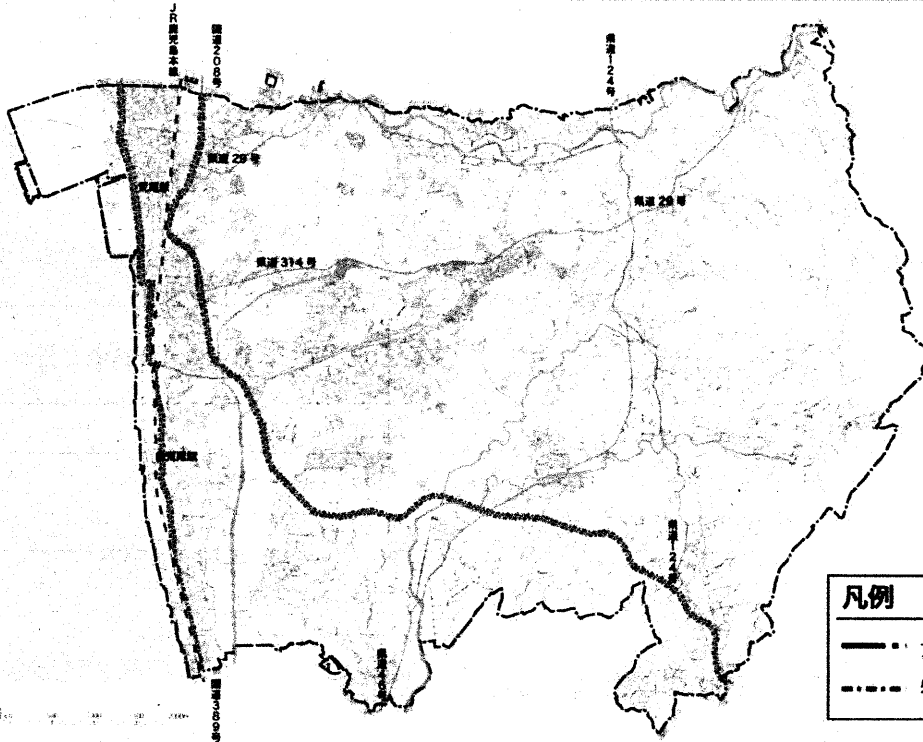
荒尾市宮内出目 390 番地

荒尾市土木課計画事業係

TEL : 0968-63-1487

E メール : doboku@city.arao.lg.jp

■届出が必要な区域について(平成 25 年 8 月 1 日から荒尾市景観計画策定まで)



■届出が必要な区域は荒尾市全域(大規模行為)です。また、国道 208 号及び 389 号沿道は特定施設届出地区の届出制度を定めています。  
※荒尾市景観計画策定後は区域が変更になる予定です。

凡例	
——	景観計画区域
- - - -	特定施設届出地区

■届出が必要な行為とその規模について(平成 25 年 8 月 1 日から荒尾市景観計画策定まで)

対象行為		対象規模	
		景観計画区域(大規模行為)	特定施設届出地区
建築物	新築、増築、改築又は移転若しくは撤去	高さ 13m 又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	当該行為に係る床面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更		当該行為に係る面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物	新設、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	高さ 2m かつ長さが 50m を超えるもの	高さが 1.5m を超えるもの
	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが 13m を超えるもの又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	高さが 5m を超えるもの
	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱等	高さが 20m を超えるもの又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	高さが 10m を超えるもの
	電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが 13m を超えるもの又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	高さが 5m を超えるもの又は築造面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等	高さが 13m を超えるもの又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	表示面積が 1 m <sup>2</sup> を超えるもの
	広告塔及び広告板	高さが 13m を超えるもの又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		開発区域の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ 5m かつ長さ 10m を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの	—
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		区域の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ 5m かつ長さ 10m を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの	—

- 届出の対象外となる行為  
 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為     非常災害のため必要な応急措置として行う行為  
 熊本県屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物に関しては、熊本県玉名地域振興局へ許可申請を行っていた  
 だき、景観に関する内容を荒尾市が確認します。

※荒尾市景観計画策定後は上の表は変更になる予定です。